

に改め、同表第11号を削り、同表第12号事務の欄中「第10条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条の2第1項」を「第32条第1項」に改め、同号を同表第11号とし、同表第13号事務の欄(3)中「施行規則第34条第1項、第34条の2第1項」を「施行規則第34条第1項」に改め、同号を同表第12号とし、同表中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号及び第17号を削り、第18号から第42号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1号の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第6号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例(昭和23年熊本県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「496,800円」を「520,800円」に改め、同条第2項の表中「165,600円」を「173,600円」に改める。

第5条第1号中「27,600円」を「28,900円」に改め、同条第2号及び第3号中「13,800円」を「14,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日から引き続き大学に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第7号

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「特定独立行政法人」の次に「及び日本郵政公社」を加える。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第8号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号を削り、同項第6号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第2項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項」に、「基づく記章」を「基づく狩猟者記章」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第2項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ3第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項」に改め、「狩猟者の登録」の次に「又は同法第61条第1項の規定に基づく狩猟者の変更登録」を加え、「狩猟者登録手数料」を「狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条ノ4第2項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第4条第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第4条第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条」に改め、同号ア中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第3項各号」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第1項の規定に基づく鳥獣飼養登録(同条第5項の規定に基づく登録の更新を含む。)

又は同条第6項の規定に基づく登録票の再交付の申請に対する審査

鳥獣飼養登録又は登録票再交付申請手数料 3,500円

第2条第1項第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第2項の規定による学位の授与の申請に対する審査